「八十二証券の証券総合サービス約款集」（新旧対照表）

［改正日：２０２７年１月１日］

第１章　総合取引約款

新（改正後）	旧（改正前）
第１条　（約款の趣旨） （現行どおり）	第１条　（約款の趣旨） （省　略）
第２条　（総合取引の利用） （１）お客様は、この約款集に基づいて次の各号に掲げる取引およびサービス（以下「総合取引」といいます。）をご利用いただけます。 ① 第２章に定める保護預り取引 ② 第３章に定める外国証券取引 ③ 第４章に定める累積投資取引（キャッシングの取扱いを含む） ④ 第５章に定める国内外貨建債券取引 ⑤ 第６章に定める MRF 自動スイープ投資取引 ⑥ 第２章に定める保護預りに係る有価証券または第11章に定める振替決済口座に係る有価証券の利金・収益分配金および償還金に係る累積投資取引 ⑦ 第７章に定める特定口座における取引 ⑧ 第８章に定める特定管理口座における取引 ⑨ 第９章に定める非課税口座における取引 ⑩第10章に定める未成年者の非課税口座における取引 ⑪ 第11章に定める未成年者口座および課税未成年者口座における取引 ⑫ 第12章に定める振替決済口座の取引 ⑬ 第１章に定める金銭の受渡方法 ⑭ 第１章に定める有価証券取引 ⑮ 第１章に定める報告・連絡	第２条　（総合取引の利用） （１）お客様は、この約款集に基づいて次の各号に掲げる取引およびサービス（以下「総合取引」といいます。）をご利用いただけます。 ① 第２章に定める保護預り取引 ② 第３章に定める外国証券取引 ③ 第４章に定める累積投資取引（キャッシングの取扱いを含む） ④ 第５章に定める国内外貨建債券取引 ⑤ 第６章に定める MRF 自動スイープ投資取引 ⑥ 第２章に定める保護預りに係る有価証券または第11章に定める振替決済口座に係る有価証券の利金・収益分配金および償還金に係る累積投資取引 ⑦ 第７章に定める特定口座における取引 ⑧ 第８章に定める特定管理口座における取引 ⑨ 第９章に定める非課税口座における取引 ⑩ 第10章に定める未成年者口座および課税未成年者口座における取引 ⑪ 第11章に定める振替決済口座の取引 ⑫ 第１章に定める金銭の受渡方法 ⑬ 第１章に定める有価証券取引 ⑭ 第１章に定める報告・連絡
（２）　（現行どおり） （３）第１項第５号、第７号、第８号、第９号、第10号、第11号は法人のお客様は、ご利用できません。 （４）　（現行どおり） （５）お客様は、第１項第９号および第10号の取引については、非課税口座開設の申込みをされた場合に限りご利用いただけます。 （６）お客様は、第１項第11号の取引については、未成年者口座開設の申込みをされた場合に限りご利用いただけます。 （７）　（現行どおり）	（２）　（省　略） （３）第１項第５号、第７号、第８号、第９号、第10号は法人のお客様は、ご利用できません。 （４）　（省　略） （５）お客様は、第１項第９号の取引については、非課税口座開設の申込みをされた場合に限りご利用いただけます。 （６）お客様は、第１項第10号の取引については、未成年者口座開設の申込みをされた場合に限りご利用いただけます。 （７）　（省　略）
第３条　（申込方法等） （１）～（４）　（現行どおり） （５）すでに総合取引を契約済のお客様が、第４章に定める累積投資取引（第６章に定める MRF 自動スイープ投資約款に係る取引は除きます。）および第12章に定める振替決済口座の開設を行う場合は、お客様のお申し出により当該契約を締結したものとし、申込書の提出は不要とします。 （６）～（８）　（現行どおり） （９）すでに総合取引を契約済のお客様が、第10章に定める非課税口座における取引を行う場合は、別途、以下の書類を提出することによって、非課税口座における取引を申し込むものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り非課税口座における取引を開始することができます。 ① 非課税口座開設届出書 ②お客様の氏名、生年月日、住所および個人番号等を確認する書類 ③18歳未満の NISA 口座に係る運用管理者届出書 （１０）前項の規定にかかわらず、すでに総合取引を契約済のお客様が、第10章第２条第３項の規定に基づき、非課税口座における取引を申し込む場合には、前項第２号に規定する書類の提出は不要です。	第３条　（申込方法等） （１）～（４）　（省　略） （５）すでに総合取引を契約済のお客様が、第４章に定める累積投資取引（第６章に定める MRF 自動スイープ投資約款に係る取引は除きます。）および第11章に定める振替決済口座の開設を行う場合は、お客様のお申し出により当該契約を締結したものとし、申込書の提出は不要とします。 （６）～（８）　（省　略）
第４条　（届出印） ～　（現行どおり）	第４条　（届出印） ～　（省　略）
第１１条　（受注できない場合）	第１１条　（受注できない場合）
第１２条　（注文内容の明示） （１）有価証券の売買等のご注文の際は、売買の種類、特定預り、非特定預りまたはNISA預りの別、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効	第１２条　（注文内容の明示） （１）有価証券の売買等のご注文の際は、売買の種類、特定預り、非特定預りの別、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、市場の別、

新（改正後）	旧（改正前）
期限、市場の別、現物・信用の別等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。ただし、執行する市場の明示が無い場合は当社の最良執行方針に基づき執行することとします。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。 （２）当社が必要と判断したときは、注文書をご提出いただく場合があります。 （３）取引注文の内容について、お客様と当社との間で疑義が生じた場合は、お客様のご注文発注時における当社の記録内容に基づいて処理するものとします。	現物・信用の別等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。ただし、執行する市場の明示が無い場合は当社の最良執行方針に基づき執行することとします。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。 （２）当社が必要と判断したときは、注文書をご提出いただく場合があります。
第１３条　（金融商品取引所による呼値の取消しに伴う注文の取扱い）　（現行どおり）	第１３条　（金融商品取引所による呼値の取消しに伴う注文の取扱い）　（省　略）
第１４条　（取引報告書） 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の 4 の規定に基づく「契約締結時等交付書面」として、取引報告書（以下「取引報告書」といいます。）を遅滞なく、お客様に交付いたします（郵送または「金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」といいます。）」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です）。ただし、累積投資取引に係る定型的な売買等については、金融商品取引法に基づき、取引残高報告書等をもって契約締結時等交付書面（取引報告書）に代えることがあります。	第１４条　（取引報告書） 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の 4 の規定に基づく「契約締結時交付書面」として、取引報告書（以下「取引報告書」といいます。）を遅滞なく、お客様に交付いたします（郵送または「金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」といいます。）」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です）。
第１５条　（取引残高報告書等） ～　（現行どおり） 第２４条　（内部者登録制度の趣旨）	第１５条　（取引残高報告書等） ～　（省　略） 第２４条　（内部者登録制度の趣旨）
第２５条　（内部者届出等の提出） お客様が内部者に該当する場合、または、該当する事となった場合には、当社所定の届出書を提出するものとします。	第２５条　（内部者届出等の提出） お客様が内部者にあたる場合は、当社所定の届出書を提出するものとします。
第２６条　（内部者の定義） ～　（現行どおり） 第２８条　（内部者届出がない場合等の免責）	第２６条　（内部者の定義） ～　（省　略） 第２８条　（内部者届出がない場合等の免責）
（削　除）	第２９条　（内部者個人データの第三者提供に関する同意） お客様は、当社が内部者として登録されたお客様の情報を照合することを目的としてお客様の個人データ（氏名、生年月日、郵便番号）を日本証券業協会と本邦金融商品取引所が共同で設立する『内部者登録・照合システム(J-IRISS)』に提供することがあることに同意するものとします。
第２９条　（お預り金） （現行どおり） 第３０条　（免責事項） （現行どおり） 第３１条　（緊急措置） （現行どおり） 第３２条　（他の約款等の適用）　（現行どおり）	第３０条　（お預り金） （省　略） 第３１条　（免責事項） （省　略） 第３２　（緊急措置） （省　略） 第３３条　（他の約款等の適用）　（省　略）
第３３条　（諸手数料） （１）～（８）　（現行どおり） （９）当社は、本条で定める諸料金に未収金がある場合、売却代金等の預り金があるときは、そこから充当することがあります（第 6 章に定める証券総合口座をご利用のお客様については、One　MRF の残高がある場合には、お客様から特にお申し出がない限り、One　MRF の換金のお申込みがあったものとして、One　MRF の自動換金ができるものといたします。）。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求または振替決済口座で管理する有価証券の振替に応じないことがあります。	第３４条　（諸手数料） （１）～（８）　（省　略） （９）当社は、本条で定める諸料金に未収金がある場合、売却代金等の預り金があるときは、そこから充当することがあります（第 6 章に定める証券総合口座をご利用のお客様については、新光 MRF の残高がある場合には、お客様から特にお申し出がない限り、新光 MRF の換金のお申込みがあったものとして、新光 MRF の自動換金ができるものといたします。）。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求または振替決済口座で管理する有価証券の振替に応じないことがあります。
第３４条　（合意管轄） （現行どおり） 第３５条　（通話の録音） （現行どおり）	第３５条　（合意管轄） （省　略） 第３６条　（通話の録音） （省　略）

第２章　保護預り約款

新（改正後）	旧（改正前）
第１条　（約款の趣旨） ～　（現行どおり）	第１条　（約款の趣旨） ～　（省　略）
第６条　（混合保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い）	第６条　（混合保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い）
第７条　（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関連法令の定めに従って、保護預り口座を開設するとき（個人のお客様が所得税法施行令第 336 条第 4 項に該当する場合を除きます。）、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客様の共通番号を当社にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	第７条　（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関連法令の定めに従って、保護預り口座を開設するとき（個人のお客様が所得税法施行令第 336 条第 4 項に該当する場合を除きます。）、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客様の共通番号を当社にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
第８条　（当社への届出事項） ～　（現行どおり）	第８条　（当社への届出事項） ～　（省　略）
第１６条　（公示催告等の調査等の免除）	第１６条　（公示催告等の調査等の免除）
第17条　（振替決済制度に係る有価証券の管理） 有価証券の無券面化を柱とする「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことができる有価証券については、この章の規定にかかわらず、第 12 章に定める同制度に基づく振替決済口座において管理させていただきます。	第17条　（振替決済制度に係る有価証券の管理） 有価証券の無券面化を柱とする「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことができる有価証券については、この章の規定にかかわらず、第 11 章に定める同制度に基づく振替決済口座において管理させていただきます。
第１８条　（個人情報等の取扱い）　（現行どおり）	第１８条　（個人情報等の取扱い）　（省　略）

第３章　外国証券取引口座約款

新（改正後）	旧（改正前）
第１条　（約款の趣旨） ～　（現行どおり）	第１条　（約款の趣旨） ～　（省　略）
第７条　（上場廃止の場合の措置）	第７条　（上場廃止の場合の措置）
第８条　（配当等の処理） （１）～（７）　（現行どおり） （８）配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から５年を経過してもなお受領されないときは、決済会社および当社はその支払義務を免れるものとします。	第８条　（配当等の処理） （１）～（７）　（省　略） （追　加）
第９条　（新株予約権等その他の権利の処理） ①　～　④　（現行どおり） ⑤　第１号イ、第２号および第３号により売却処分した代金については、前条第１項第２号イならびに同条第２項から第５項までおよび第７項の規定に準じて処理するものとし、同条８項の規定はその支払いについて準用します。 ⑥　（現行どおり）	第９条　（新株予約権等その他の権利の処理） ①　～　④　（省　略） ⑤　第１号イ、第２号および第３号により売却処分した代金については、前条第１項第２号イならびに同条第２項から第５項までおよび第７項の規定に準じて処理します。 ⑥　（省　略）
第１０条　（払込代金等の未払い時の措置） ～　（現行どおり）	第１０条　（払込代金等の未払い時の措置） ～　（省　略）
第２４条　（金銭の授受）	第２４条　（金銭の授受）
第２５条　（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき（個人のお客様が所得税法施行令第 336 条第 4 項に該当する場合を除きます。）、番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 16 項に規定する法人番号の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の個人番	第２５条　（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき（個人のお客様が所得税法施行令第 336 条第 4 項に該当する場合を除きます。）、番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 15 項に規定する法人番号の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の個人番

新（改正後）	旧（改正前）
号または法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	号または法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
第２６条　（通知の効力） ～　（現行どおり）	第２６条　（通知の効力） ～　（省　略）
第３０条　（個人データ等の第三者提供に関する同意）	第３０条　（個人データ等の第三者提供に関する同意）
付　則（令和９年１月１日） １．この改正は、令和12年10月１日より施行する。 ２．改正後の第８条８項（第９条第５号において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第１号イ、第２号および第３号により売却処分した代金）についても適用する。	

第４章　累積投資取引約款

新（改正後）	旧（改正前）
第１条　（約款の趣旨） ～　（現行どおり）	第１条　（約款の趣旨） ～　（省　略）
第７条　（収益分配金の再投資）	第７条　（収益分配金の再投資）
第８条　（投資信託の換金または振替） （１）当社は、累積投資契約に係る投資信託の換金の申込みを受けたときは、本章の規定等に従い、当該投資信託の換金を行います。 （２）前項による換金により、当社がお客様に代わって受領した当該投資信託の換金代金（当該投資信託の目論見書に規定する所定の価額に換金口数を乗じた金額）については、当該換金代金から、当該換金に係る費用等（換金に係る手数料がかかる場合は当該手数料およびそれに伴う消費税、換金に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等）を差し引いた残額を、当該投資信託の目論見書に規定する所定の日以後に、お客様にお支払いします。 （３）お客様の振替決済口座で管理されている累積投資契約に係る投資信託を他の口座管理機関へ振替される場合には、第12章の規定に従って振替の手続きをするものとします。なお、つみたて投資枠で保有されている投資信託は他の口座管理機関への振替はできません。	第８条　（投資信託の換金または振替） （１）当社は、累積投資契約に係る投資信託の換金の申込みを受けたときは、本章の規定等に従い、当該投資信託の換金を行います。 （２）前項による換金により、当社がお客様に代わって受領した当該投資信託の換金代金（当該投資信託の目論見書に規定する所定の価額に換金口数を乗じた金額）については、当該換金代金から、当該換金に係る費用等（換金に係る手数料がかかる場合は当該手数料およびそれに伴う消費税、換金に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等）を差し引いた残額を、当該投資信託の目論見書に規定する所定の日以後に、お客様にお支払いします。 （３）お客様の振替決済口座で管理されている累積投資契約に係る投資信託を他の口座管理機関へ振替される場合には、第11章の規定に従って振替の手続きをするものとします。なお、つみたて投資枠で保有されている投資信託は他の口座管理機関への振替はできません。
第９条　（キャッシング（即日引出）） ～　（現行どおり）	第９条　（キャッシング（即日引出）） ～　（省　略）
第１０条　（公示催告等の調査等の免除）	第１０条　（公示催告等の調査等の免除）
第１１条　（解約） （１）～（３）　（現行どおり） （４）第１章第19条の規定に該当した場合は、この契約は解除されます。	第１１条　（解約） （１）～（３）　（省　略） （追　加）

第６章　ＭＲＦ自動スイープ投資約款

新（改正後）	旧（改正前）
第１条　（約款の趣旨） 本章の規定は、お客様（個人のお客様に限ります。）と当社との間のOne MRFの自動取得・自動換金（以下「MRF自動スイープ」といいます。）に関する取扱いを定めることを目的とするものです。	第１条　（約款の趣旨） 本章の規定は、お客様（個人のお客様に限ります。）と当社との間の新光MRFの自動取得・自動換金（以下「MRF自動スイープ」といいます。）に関する取扱いを定めることを目的とするものです。
第２条　（MRF自動スイープの利用）　（現行どおり）	第２条　（MRF自動スイープの利用）　（省　略）
第３条　（One MRFの口座設定） お客様は、証券総合サービス口座申込時にOne MRFをお申込みいただくものとします。	第３条　（新光MRFの口座設定） お客様は、証券総合サービス口座申込時に新光MRFをお申込みいただくものとします。
第４条　（ご入金・ご出金・One MRF自動スイープ） （１）　ご入金の取扱い ①　お客様が、金銭を当社に払い込む場合、特にお客様よりお申し出がない限り、One MRFの取得申込みがあったものとして取り扱います。	第４条　（ご入金・ご出金・新光MRF自動スイープ） （１）　ご入金の取扱い ①　お客様が、金銭を当社に払い込む場合、特にお客様よりお申し出がない限り、新光MRFの取得申込みがあったものとして取り扱います。

新（改正後）	旧（改正前）
② お客様が、有価証券等の買付代金等の充当のために金銭を当社に払い込む場合であっても、当該買付代金等の払込期日の前営業日正午までに当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては、特にお客様よりお申し出がない限り、One MRF の取得申込みがあったものとして取り扱います。	② お客様が、有価証券等の買付代金等の充当のために金銭を当社に払い込む場合であっても、当該買付代金等の払込期日の前営業日正午までに当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては、特にお客様よりお申し出がない限り、新光 MRF の取得申込みがあったものとして取り扱います。
③ お客様が有価証券等の買付代金等を超える額の金銭を払い込み、当該買付代金等の払込期日の前営業日正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できた場合は、その差額分についてのみ、特にお客様よりお申し出がない限り、One MRF の取得申込みがあったものとして取り扱います。	③ お客様が有価証券等の買付代金等を超える額の金銭を払い込み、当該買付代金等の払込期日の前営業日正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できた場合は、その差額分についてのみ、特にお客様よりお申し出がない限り、新光 MRF の取得申込みがあったものとして取り扱います。
④ 前三号の場合、正午までに当社が当該払込金の受入れを確認できたものについては払込日の当日に、正午を過ぎて当社が当該払込金の受入れを確認できたものについては払込日の翌営業日に、One MRF を取得します。	④ 前三号の場合、正午までに当社が当該払込金の受入れを確認できたものについては払込日の当日に、正午を過ぎて当社が当該払込金の受入れを確認できたものについては払込日の翌営業日に、新光 MRF を取得します。
（２）ご出金の取扱い お客様が、当社に金銭の引出請求を行った場合には、有価証券その他当社において取り扱う証券・証書・権利または商品の取引等に係るお預り金（以下「お預り金」といいます。）を優先して出金します。当該お預り金を超える額の金銭の引出請求を行われた場合には、その差額分について当日受取りを希望される場合は当社所定のキャッシング利用申込書による One MRF のキャッシング（即日引出）のお申込みがあったものとして取り扱い、翌営業日の受取りを希望される場合には、One MRF の換金のお申込みがあったものとして取り扱います。	（２）ご出金の取扱い お客様が、当社に金銭の引出請求を行った場合には、有価証券その他当社において取り扱う証券・証書・権利または商品の取引等に係るお預り金（以下「お預り金」といいます。）を優先して出金します。当該お預り金を超える額の金銭の引出請求を行われた場合には、その差額分について当日受取りを希望される場合は当社所定のキャッシング利用申込書による新光 MRF のキャッシング（即日引出）のお申込みがあったものとして取り扱い、翌営業日の受取りを希望される場合には、新光 MRF の換金のお申込みがあったものとして取り扱います。
（３）有価証券等の取引による One MRF の自動スイープの取扱い	（３）有価証券等の取引による新光 MRF の自動スイープの取扱い
① One MRF の自動取得 お預り金については、特にお客様よりお申し出がない限り、One MRF の取得お申込みがあったものとして取り扱い、当社は支払開始日に One MRF を取得します。	① 新光 MRF の自動取得 お預り金については、特にお客様よりお申し出がない限り、新光 MRF の取得お申込みがあったものとして取り扱い、当社は支払開始日に新光 MRF を取得します。
② One MRF の自動換金 有価証券等の取引等により、当社に金銭の払込みが必要となる場合は、払込期日の前営業日に、One MRF の換金のお申込みがあったものとして取り扱い、当社が払込期日の前営業日に One MRF の換金を行います。なお、One MRF の証券残高が当該金銭に満たない場合は、One MRF の証券残高をすべて換金するものとします。（ただし、再投資前の分配金は除きます。）	② 新光 MRF の自動換金 有価証券等の取引等により、当社に金銭の払込みが必要となる場合は、払込期日の前営業日に、新光 MRF の換金のお申込みがあったものとして取り扱い、当社が払込期日の前営業日に新光 MRF の換金を行います。なお、新光 MRF の証券残高が当該金銭に満たない場合は、新光 MRF の証券残高をすべて換金するものとします。（ただし、再投資前の分配金は除きます。）
（４）お客様の取引状況等によっては前三項の定めと異なる取扱いをする場合があります。	（４）お客様の取引状況等によっては前三項の定めと異なる取扱いをする場合があります。
第５条　（ＭＲＦ自動スイープの内容等の変更） （現行どおり）	第５条　（ＭＲＦ自動スイープの内容等の変更） （省　略）
第６条　（解　約） （１）MRF 自動スイープは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。	第６条　（解　約） （１）MRF 自動スイープは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
① お客様から MRF 自動スイープの解約のお申し出があった場合	① お客様から MRF 自動スイープの解約のお申し出があった場合
② One MRF 自動けいぞく投資契約が解約された場合	② 新光 MRF 自動けいぞく投資契約が解約された場合
③ やむを得ない事由により、当社が MRF 自動スイープの解約を申し出た場合	③ やむを得ない事由により、当社が MRF 自動スイープの解約を申し出た場合
（２）MRF 自動スイープを解約した場合は、One MRF 口座ならびに本章第 4 条に定める取扱いをすべて解約するものとします。	（２）MRF 自動スイープを解約した場合は、新光 MRF 口座ならびに本章第 4 条に定める取扱いをすべて解約するものとします。
第７条　（申込事項等の変更） （現行どおり）	第７条　（申込事項等の変更） （省　略）
第８条　（総合取引約款等の適用） 本章に定めがないときには、この約款集の他の規定および「One MRF 目論見書」等によるものとします。	第８条　（総合取引約款等の適用） 本章に定めがないときには、この約款集の他の規定および「新光 MRF 目論見書」等によるものとします。

第７章　特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引等約款

新（改正後）	旧（改正前）
第１条　（約款の趣旨） （現行どおり）	第１条　（約款の趣旨） （省　略）
第２条　（特定口座開設届出書等の提出） （１）お客様は、当社所定の方法により、あらかじめ、次の各号の書類を当社に提出または提示することにより、特定口座の開設を申し込むものとし、当社がこれを承諾した場合に、特定口座の開設および特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当社に複数の特定口座を開設することはできないものとします（第11章第13条に定める課税未成年者口座を構成する特定口座（１口座に限る）を除く）。 ①　特定口座開設届出書 ②　当社所定のお客様の氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の10の３第５項に該当する場合には氏名、生年月日および住所。）等を確認する書類 （２）～（３）　（現行どおり）	第２条　（特定口座開設届出書等の提出） （１）お客様は、当社所定の方法により、あらかじめ、次の各号の書類を当社に提出または提示することにより、特定口座の開設を申し込むものとし、当社がこれを承諾した場合に、特定口座の開設および特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当社に複数の特定口座を開設することはできないものとします（第10章第13条に定める課税未成年者口座を構成する特定口座（１口座に限る）を除く）。 ①　特定口座開設届出書 ②　当社所定のお客様の氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の10の３第５項に該当する場合には氏名、生年月日および住所。）等を確認する書類 （２）～（３）　（省　略）
第３条　（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出） （以下、現行どおり）	第３条　（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出） （以下、省　略）

第８章　特定管理口座約款

新（改正後）	旧（改正前）
第１条　（約款の趣旨） ～　（現行どおり） 第２条　（特定管理口座の開設）	第１条　（約款の趣旨） ～　（省　略） 第２条　（特定管理口座の開設）
第３条　（特定管理口座における保管の委託等） 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式または公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。ただし、第９章（非課税上場株式等管理および特定非課税累積投資に関する約款）に定める非課税口座から特定口座に移管された上場株式等が次のいずれかに該当する場合は、特定管理口座への移管対象になりません。 ①～②　（現行どおり）	第３条　（特定管理口座における保管の委託等） 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式または公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。ただし、第11章（非課税上場株式等管理に関する約款）に定める非課税口座から特定口座に移管された上場株式等が次のいずれかに該当する場合は、特定管理口座への移管対象になりません。 ①～②　（省　略）
第４条　（譲渡の方法） （以下、現行どおり）	第４条　（譲渡の方法） （以下、省　略）

第９章　非課税上場株式等管理および特定非課税累積投資に関する約款

新（改正後）	旧（改正前）
第１条　（約款の趣旨） （現行どおり）	第１条　（約款の趣旨） （省　略）
第２条　（非課税口座開設届出書等の提出） （１）～（２）　（現行どおり） （３）第１項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に特定累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等について、振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で租税特別措置法第37条の14第５項第７号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）ならびに特定非課税管理勘定（この契約に基づ	第２条　（非課税口座開設届出書等の提出） （１）～（２）　（省　略） （３）第１項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に特定累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等について、振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で租税特別措置法第37条の14第５項第７号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）ならびに特定非課税管理勘定（この契約に基づ

新（改正後）	旧（改正前）
き、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で租税特別措置法第37条の14第5項第8号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当社に非課税口座を開設して特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を設けようとする場合には、当社所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（租税特別措置法第37条の14第5項第11号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。	き、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で租税特別措置法第37条の14第5項第8号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当社に非課税口座を開設して特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を設けようとする場合には、当社所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。
（４）　（現行どおり）	（４）　（省　略）
（５）第1項および第3項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当社に非課税口座を再開設しようとする場合には、当社所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（租税特別措置法第37条の14第5項第12号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。	（５）第1項および第3項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当社に非課税口座を再開設しようとする場合には、当社所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。

新（改正後）	旧（改正前）
（６）第1項、第3項、第4項または第5項の際、お客様には当社に対して、租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第25項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客様が、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第44項に該当する場合は、ご氏名、生年月日およびご住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。	（６）第1項、第3項、第4項または第5項の際、お客様には当社に対して、租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第19項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険証の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客様が、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第32項に該当する場合は、ご氏名、生年月日およびご住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
（７）　（現行どおり）	（７）　（省　略）
（８）非課税口座の開設ができるのは、居住者または恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。ただし、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において18歳以上のお客様には特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられます。	（８）非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満18歳以上である居住者または恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。
（９）～（１０）（現行どおり）	（９）～（１０）（省　略）
（１１）お客様が当社に提出された「非課税口座開設届出書」が租税特別措置法第37条の14第13項第2号の規定により、所轄税務署長から、当社が受理または当社に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。	（１１）お客様が当社に提出された「非課税口座開設届出書」が租税特別措置法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当社が受理または当社に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。
（削　除）	（１２）2023年12月31日においてお客様が当社に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税

新（改正後）	旧（改正前）
	管理勘定を設定している場合には、当社は、お客様が2024年1月1日において、当社と租税特別措置法第37条の14第5項第1号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当社に、第8条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。
第２条の２　（非課税口座の開設について） （１）当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないこととといたします。 （２）当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて廃止通知書の提出を受けた場合、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないこととといたします。	（追　加）
第３条　（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い） お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第18項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、または同条第28項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座	第３条　（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い） お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。

新（改正後）	旧（改正前）
または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うこととといたします（非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限ります）	その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うこととといたします（非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限ります）
第４条　（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定の設定） （１）　（現行どおり） （２）当社に非課税口座を開設している、その年1月1日において18歳以上のお客様で、その年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当社の非課税口座に当該年分の特定累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の特定累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当社に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。 （３）すでに当社に非課税口座を開設している、その年1月1日において18歳以上のお客様（当該お客様が、他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていた場合、またはその年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理	第４条　（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定の設定） （１）　（省　略） （２）当社に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当社の非課税口座に当該年分の特定累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の特定累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当社に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。 （３）すでに当社に非課税口座を開設しているお客様（当該お客様が、他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていた場合、またはその年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていることになってい

新（改正後）	旧（改正前）
勘定が設けられていることになっている場合を除く）が、新たに特定累積投資勘定を当社に設けようとする場合には、第８条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第２条第１項に定める「非課税口座開設届出書」その他当社の定める一定の書類を当社に提出するものとします。この場合、第２条第１項および第６項の規定を準用します。	る場合を除く）が、新たに特定累積投資勘定を当社に設けようとする場合には、第８条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第２条第１項に定める「非課税口座開設届出書」その他当社の定める一定の書類を当社に提出するものとします。この場合、第２条第１項および第６項の規定を準用します。
（４）特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には同日）に設けられます。	（４）特定累積投資勘定は、2024 年以後の各年の１月１日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には同日）に設けられます。
（５）非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定は、前項の特定累積投資勘定と同時に設けられます。	（５）非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定は特定累積投資勘定と同時に設けられます。
第５条　（非課税管理勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理） ～　（現行どおり）	第５条　（非課税管理勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理） ～　（省　略）
第６条　（非課税管理勘定終了時の取扱い）	第６条　（非課税管理勘定終了時の取扱い）
第６条の２　（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定終了時の取扱い） （１）本章に基づき設定した特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）および特定非課税管理勘定は、第７条第２項もしくは第８条第２項の規定により廃止された場合は、当該規定	第６条の２　（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定終了時の取扱い） （１）本章に基づき設定した特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定は、第７条第２項もしくは第８条第２項の規定により廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。
（２）　（現行どおり）	（２）　（省　略）
第７条　（金融商品取引業者等変更届出書の提出および特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定の廃止） （１）お客様が当社に開設されている非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）および特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座（以下「他の非課税口座」といいます。）に設けようとする場合には、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年 10 月１日からその年の９月 30 日までの間に、当社に金融商品取引業者等変更届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 19 項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。この場合、当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。	第７条　（金融商品取引業者等変更届出書の提出および特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定の廃止） （１）お客様が当社に開設されている非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座（以下「他の非課税口座」といいます。）に設けようとする場合には、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年 10 月１日からその年の９月 30 日までの間に、当社に金融商品取引業者等変更届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。この場合、当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。
（２）～（４）　（現行どおり）	（２）～（４）　（省　略）
第８条　（非課税口座廃止届出書の提出） （１）お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。	第８条　（非課税口座廃止届出書の提出） （１）お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。
（２）～（３）　（現行どおり）	（２）～（３）　（省　略）
第９条　（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） （１）当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届	第９条　（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） （１）当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届

新（改正後）	旧（改正前）
出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除く、お客様が当社と締結した「累積投資取引約款」および「投信るいとう自動積立取引規定」に基づいて取得した上場株式等（以下「特定累積投資上場株式等」といいます。））のみを受け入れます。	出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよびお客様が当社と締結した「累積投資取引約款」および「投信るいとう自動積立取引規定」に基づいて取得した上場株式等（以下「特定累積投資上場株式等」といいます。））のみを受け入れます。
①第４条第４項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が 120 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下、本項及び第３項において同じ。）および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除きます。）	①第４条第４項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が 120 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除きます。）
②　（現行どおり）	②　（省　略）
（２）～（３）　（現行どおり）	（２）～（３）　（省　略）
（４）第１項の規定にかかわらず、第２条第１項の規定により、当社に「非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を提出されたお客様は、当該非課税口座開設届出書について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項第１号に規定する「当社が受理または当社に提出することができないものに該当しない旨」等が所轄税務署長から提供される	（４）第１項の規定にかかわらず、第２条第１項の規定により、当社に「非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を提出されたお客様は、当該非課税口座開設届出書について、租税特別措置法第 37 条の 14 第７項第１号に規定する「当社が受理または当社に提出することができないものに該当しない旨」等が所轄税務署長から提供される

新（改正後）	旧（改正前）
までは、開設された非課税口座の特定累積投資勘定に上場株式等の受入れをすることはできません。	までは、開設された非課税口座の特定累積投資勘定に上場株式等の受入れをすることはできません。
第９条の２　（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）	第９条の２　（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）
（１）当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものおよび租税特別措置法第 29 条の２第１項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および同条第２項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。	（１）当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよび租税特別措置法第 29 条の２第１項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。
①特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当	①第４条第５項に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に

新（改正後）	旧（改正前）
することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。） イ～ロ　（現行どおり） ②　（現行どおり） （２）特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。 ①～③　（現行どおり） （３）第１項の規定にかかわらず、第２条第１項の規定により、当社に「非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を提出されたお客様は、当該非課税口座開設届出書について、租税特別措置法第37条の14第13項第１号に規定する「当社が受理または当社に提出することができないものに該当しない旨」等が所轄税務署長から提供されるまでは、開設された非課税口座の特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れをすることはできません。	掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。） イ～ロ　（省　略） ②　（省　略） （２）特定非課税管理勘定には、次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。 ①～③　（省　略） （３）第１項の規定にかかわらず、第２条第１項の規定により、当社に「非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を提出されたお客様は、当該非課税口座開設届出書について、租税特別措置法第37条の14第７項第１号に規定する「当社が受理または当社に提出することができないものに該当しない旨」等が所轄税務署長から提供されるまでは、開設された非課税口座の特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れをすることはできません。
第１０条　（非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法） （現行どおり）	第１０条　（非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法） （省　略）
第１１条　譲渡の方法） お客様は、非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第１項の規定に基づいて行われる同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法、または租税特別措置法第37条の10第３項第４号または第37条の11第４項第１号から第３号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当	第１１条　譲渡の方法） お客様は、非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第１項の規定に基づいて行われる同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法、または租税特別措置法第37条の10第３項第４号または第37条の11第４項第１号もしくは第２号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付

新（改正後）	旧（改正前）
社を経由して行われる方法のいずれかにより行います。	が当社を経由して行われる方法のいずれかにより行います。
第１２条　非課税口座内上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税等） （１）～（２）　（現行どおり） （３）お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。）に受け入れた上場株式等に係る第１項および第２項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の１月１日から５年を経過する日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の１月１日以後の期間」と読み替えるものとします。 （４）～（５）　（現行どおり）	第１２条　非課税口座内上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税等） （１）～（２）　（省　略） （３）お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に受け入れた上場株式等に係る第１項および第２項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の１月１日から５年を経過する日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の１月１日以後の期間」と読み替えるものとします。 （４）～（５）　（省　略）
第１３条　非課税口座での取引である旨のお申し出） （現行どおり）	第１３条　非課税口座での取引である旨のお申し出） （省　略）
第１４条　非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 租税特別措置法第37条の14第４項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。）または特定非課税管理勘定から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし特定口座への移管に係るものを除きます。）をされた場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった上場株式等を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、	第１４条　非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） 租税特別措置法第37条の14第４項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし特定口座への移管に係るものを除きます。）をされた場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった上場株式等を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該価額および数量、払出しの事由およ

新（改正後）	旧（改正前）
当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	びその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
第１５条　（特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認） （１）当社は、お客様が当社に開設する非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下この条において同じ。）ならびに特定非課税管理勘定を設定している場合において、当社の定める方法により、お客様の所在地の変更有無を定期的に確認いたします。 （２）前項の場合において、当社の定める一定期間内にお客様の所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客様の所在地の確認ができるまでの間、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止させていただきます（分配金再投資による受入れを含み、分割または併合等により取得する上場株式等の受入れを除きます。）。 （３）前二項の場合において、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。	第１５条　（特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認） （１）当社はお客様から提出を受けた第２条第１項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から１年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該１年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ①当社がお客様から住民票の写しその他施行規則第18条の15の３第６項に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の同条第７号に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合　当該住所等確認書類または署

新（改正後）	旧（改正前）
	名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所 ②当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合　お客様が当該書類に記載した氏名および住所 （２）前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に上場株式等の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以降、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。
第１６条　非課税口座年間取引報告書の送付） 当社は、租税特別措置法第37条の14第41項および施行令第25条の13の７の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年１月31日までに所轄税務署長に提出します。	第１６条　非課税口座年間取引報告書の送付） 当社は、租税特別措置法第37条の14第34項および施行令第25条の13の７の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年１月31日までに所轄税務署長に提出します。
第１７条　（契約の解除） 次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①お客様から租税特別措置法第37条の14第22項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合　当該提出日 ②租税特別措置法第37条の14第29項第１号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して５	第１７条　（契約の解除） 次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①お客様から租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合　当該提出日 ②租税特別措置法第37条の14第22項第１号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して５

新（改正後）	旧（改正前）
年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第31項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合　租税特別措置法第37条の14第33項第33号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）	年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合　租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）
③租税特別措置法第37条の14第29項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合　出国日	③租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合　出国日
④お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く）　租税特別措置法第37条の14第33項第2号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）	④お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く）　租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
⑤　（現行どおり）	⑤　（省　略）
第１８条　非課税口座に係る事務） （現行どおり）	第１８条　非課税口座に係る事務） （省　略）

第１０章　未成年者特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款（追加）

第１条（約款の趣旨）

（１）この約款は、口座開設年の1月1日において18歳未満のお客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、本章において「特例」といいます。）の適用を受けるために、当社に開設する非課税口座（以下、「未成年者非課税口座」といいます。）に係る特定非課税累積投資契約及び特定課税未成年者口座に係る特定課税未成年者口座管理契約（租税特別措置法第37条の14第5項第6号及び第10号に規定されるものをいいます。以下同じ）に関する事項を定めるものです。

（２）当社は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する「特定非課税累積投資契約」および同項第10号に規定する「特定課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。

（３）お客様が当社でこの約款に基づき、本契約を締結されるには、当社が定める「累積投資取引約款」および「投信るいとう自動積立取引規定」に了承をいただきます。

（４）お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、本章に定めがない場合は、諸法令およびこの約款集の他の章の規定によるものとします。

第２条（非課税口座開設届出書等の提出等）

（１）お客様が未成年者非課税口座について特例の適用を受けるため、非課税口座の開設を申し込まれる際には、租税特別措置法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書に必要事項を記載のうえ、署名押捺し、提出してください。

（２）前項の非課税口座開設届出書が提出された場合には、その提出された日または当社にて重複口座でないことを確認した日において、非課税口座が開設されます。

（３）第1項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に未成年者非課税口座を開設し当該未成年者非課税口座に未成年者特定累積投資勘定（この約款に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等について、振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で租税特別措置法第37条の14第5項第6号の規定に基づき、2027年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下、同じ）ならびに特定課税未成年者口座（この約款に基づき、非課税口座での取引においてお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座で租税特別措置法第37条の14第5項第10号の規定に基づき、2027年以後の各年に非課税口座と同時に設けられるものをいいます。以下、同じ）が設けられている場合において、当社に未成年者非課税口座を開設しようとする場合には、当社所定の「非課税口座開設届出書」に「非課税口座廃止通知書」（租税特別措置法第37条の14第5項第12号に規定するものをいいます。以下、同じ）を添付して、当該未成年者非課税口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該未成年者非課税口座を廃止した日の属する年分の未成年者特定累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することはできません。

（４）第1項または第3項の際、お客様には当社に対して、租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第25項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の資格確認書、その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客様が、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第44項に該当する場合は、ご氏名、生年月日およびご住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

（５）第3項の規定により、非課税口座廃止通知書の提出を受けた場合、当社は税務署にお客様の非課税口座廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当社が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当社がお客様から非課税口座廃止通知書を受

理し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。

（6）未成年者非課税口座の開設ができるのは、居住者または恒久的施設を有する非居住者（当該口座を開設する日の属する年の1月1日において18歳未満である者またはその年中に出生した者に限る。）のお客様に限られます。

（7）当社に既に未成年者非課税口座を開設しているお客様は、「非課税口座開設届出書」を当社に提出することはできません。

（8）未成年者非課税口座を当社以外の他の金融商品取引業者等に開設し、または開設していたお客様は、「非課税口座開設届出書（非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を当社に提出することはできません。

（9）お客様が当社に提出された「非課税口座開設届出書」が租税特別措置法第37条の14第13項第2号の規定により、所轄税務署長から、当社が受理または当社に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された未成年者非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。

第2条の2（非課税口座の開設について）

当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないこととといたします。

第3条　（非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い）

お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において未成年者非課税口座の開設をした後に、当該未成年者非課税口座が重複していることが判明し、当該未成年者非課税口座が租税特別措置法第37条の14第18項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限ります）

第4条（未成年者特定累積投資勘定の設定）

（1）お客様が特例の適用を受けるための未成年者特定累積投資勘定は、2027年以後の各年において設けられます。

（2）前項の未成年者特定累積投資勘定は、2027年以後の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日（未成年者特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第5条（未成年者特定累積投資勘定における処理）

未成年者非課税口座に係る特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、未成年者非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定において処理します。

第6条（未成年者特定累積投資勘定終了時の取扱い）

（1）本章に基づき設定した未成年者特定累積投資勘定は、第7条の規定により廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。

（2）前項の終了時点で未成年者特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に終了した場合は、一般口座へ移管します。

①お客様から当社に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合　　特定口座への移管

②前号に掲げる場合以外の場合　　一般口座への移管

第7条　（非課税口座廃止届出書の提出）

（1）お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（租税特別措置法第37条の14第22項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。

（2）前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた上場株式等については、特例の適用を受けることはできません。

（3）第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の未成年者特定累積投資勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の未成年者特定累積投資勘定が設けられることとされているときは、当社はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

第8条（未成年者特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

（1）当社は、お客様の未成年者非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除く、お客様が当社と締結した「累積投資取引約款」および「投信るいとう自動積立取引規定」に基づいて取得した上場株式等（以下「特定累積投資上場株式等」といいます。））のみを受け入れます。

①第4条第1項に基づき未成年者特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が60万円を超えないもの（当該特定累積投資上場株式等を当該未成年者特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額および未成年者特定累積投資勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等の合計額が600万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除く。）

②当該未成年者特定累積投資勘定で管理されている上場株式等の併合により取得するもので、当該併合に係る上場株式等の未成年者特定累積投資勘定への受け入れを振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされる方法により行うもの

第９条（譲渡の方法）
お客様は、未成年者特定累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法または租税特別措置法第 37 条の 11 第４項第１号もしくは第２号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかにより行います。

第１０条（非課税口座での取引である旨のお申し出）
（１）お客様が未成年者特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下「受入期間」といいます。）に、累積投資契約により第８条の規定に基づき未成年者特定累積投資勘定に受け入れようとする場合には、当該累積投資契約締結の際に、当社に対して未成年者非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。
（２）未成年者特定累積投資勘定に受け入れようとされる場合の累積投資契約においては、受入期間内に取得することとなる上場株式等の取得対価の合計額が、60 万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。
（３）「投信るいとう自動積立取引申込書」を当社に提出し、投信るいとう自動積立取引規定に基づき、お客様があらかじめ指定する銘柄の受益権を自動的に取得する場合、お取引口座として未成年者特定累積投資勘定を指定していただきます。

第１１条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）
租税特別措置法第 37 条の 14 第４項各号に掲げる事由により、未成年者特定累積投資勘定から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし特定口座への移管に係るものを除きます。）をされた場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった上場株式等を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第１２条（未成年者特定累積投資勘定の管理）
未成年者特定累積投資勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の３月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。
①当該特定累積投資上場株式等の当該未成年者非課税口座から他の保管口座への移管またはお客様への返還は、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める移管又は返還を除いて、これを行わないこと
イ　お客様がその年の３月 31 日において 12 歳である年（以下、「特定基準年」といいます。）の前年以前の各年　災害、疾病その他の施行令第 25 条の 13 第 31 項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該非課税口座及び特定課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）および当該非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことによる当該非課税口座からの払出しによる移管または返還
ロ　お客様の特定基準年以後の各年　イに定める移管または返還およびお客様が当社に対し当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等のお客様への返還を依頼する旨、当該移管または返還の起因となる事由（お客様の教育費または生活費の支払に充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。）をした場合における当該移管または返還
②当該特定累積投資上場株式等の第９条に規定する方法以外の方法による譲渡で租税特別措置法第 37 条の 11 第４項第１号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと
③当該特定累積投資上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第４項の規定により同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該特定累積投資上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第９条の８第１項に規定する配当等で、当社が国内における同項に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。）は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れ又は預託すること

第１３条（未成年者非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止等）
（１）前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者非課税口座および当該未成年者非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止いたします。
（２）前条第①号ロに規定する、お客様の教育費または生活費の支払に充てるための返還等が生じた場合には、当該未成年者非課税口座および当該未成年者非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止しません。

第１４条（特定課税未成年者口座の設定）
お客様がその年１月１日において 18 歳未満である年または出生した年において、特定課税未成年者口座（お客様が当社に開設しているお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限りま

す。以下同じ。）は、未成年者非課税口座と同時に設けられます。

第１４条の２（課税管理勘定における処理）
お客様がその年１月１日において 18 歳未満である年または出生した年において、金銭その他の資産の預入れまたは預託は、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき預入れがされる金銭その他の資産につき、当該預入れまたは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。

第１４条の３（課税管理勘定での金銭等の管理）
特定課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産の払出しは、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除いて、これを行わないこととします。
①お客様の特定基準年の前年以前の各年　未成年者非課税口座に記載または記録がされる特定累積投資上場株式等の取得のためにする払出しおよび災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出し
②お客様の特定基準年以後の各年　①に定める払出しおよびお客様が当社に対し当該特定累積投資上場株式等の当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由（お客様の教育費または生活費の支払に充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。）をした場合における当該払出し

第１４条の４（未成年者非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止）
（１）前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該特定課税未成年者口座および当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者非課税口座を廃止します。
（２）前条第②号に規定する、租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第 10 号ロ(２)後段の規定に基づく、お客様の教育費または生活費の支払に充てるための払出しが生じた場合には、当該特定課税未成年者口座および当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者非課税口座を廃止はしません。

第１５条（契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い）
お客様の基準年の前年 12 月 31 日までに契約不履行等事由（第 12 条若しくは第 14 条の３に掲げる要件に該当しない事由が生じたことまたは未成年者非課税口座もしくは特定課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるもの及び出国による非課税口座の廃止を除きます。）をしたことをいいます。以下、この条において同じ。）が生じた場合には、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。
①当該未成年者非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、租税特別措置法第９条の８第１項第３号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があったものとみなして課税します。
②当該未成年者非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等の譲渡益については、租税特別措置法第 37 条の 14 第１項及び第２項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税します。
③当該未成年者非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座内上場株式等の他の保管口座への移管またはお客様への返還がされた非課税口座内上場株式等については、当該移管又は返還があった時における含み益について課税します。
④当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または保管の委託がされている非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じたことによる未成年者非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税します。

第１６条（未成年者非課税口座および特定課税未成年者口座における入出金の処理）
（１）お客様が 18 歳を迎えるまでの間に、未成年者非課税口座における取引に係る入金および特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることとします。
　お客様名義の預貯金口座からの入金
（２）お客様の基準年の前年 12 月 31 日までに、お客様が未成年者非課税口座または特定課税未成年者口座から出金または証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。
　①　お客様名義の預貯金口座への出金
　②　お客様名義の証券口座への移管
（３）前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様またはお客様の法定代理人に限ることとします。
（４）お客様の法定代理人が第２項各号の出金等(租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第６号ホ(１)(ⅱ)に規定する他の保管口座への有価証券の移管もしくは返還または同項第 10 号ロ(２)に規定する払出し（災害等による返還等を除きます。）に限ります。)を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。
（５）やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭または証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。
（６）お客様本人が第２項第２号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。

第１７条（代理人による取引の届出）
（１）お客様の代理人が、未成年者非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。
（２）お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。
（３）お客様の法定代理人が未成年者非課税口座および特定課

税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成人に達した後も当該法定代理人が未成年者非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

第１８条（法定代理人の変更）
お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。

第１９条（取引残高の通知）
お客様がその年１月１日において 12 歳の年を迎えた場合には、当社は非課税口座及び特定課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

第２０条（基準年以降の手続き等）
お客様がその年１月１日において 18 歳の年を迎えた場合には、当社はお客様本人に払出制限が解除された旨、成人用非課税口座に移行する旨および取引残高を通知いたします。

第２１条（成人用非課税口座へのみなし移行）
（１）2028 年以降の各年（その年１月１日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の１月１日においてお客様が当社に未成年者非課税口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにもしないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者非課税口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第６号に規定する「未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定」及び「特定非課税管理勘定」が設定されます。
（２）前項の場合には、お客様がその年１月１日において 18 歳である年の同日において、当社とお客様との間で、当社の定める「非課税上場株式等管理および特定非課税累積投資に関する約款」に基づく特定非課税累積投資契約（租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第６号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。その場合において、この約款で定められた事項と、当社の「非課税上場株式等管理および特定非課税累積投資に関する約款（以下「成人 NISA 約款」といいます。）」で定められた事項で内容が異なる場合には、成人 NISA 約款の規定を優先して適用するものとし、それ以外の場合については、成人 NISA 約款の目的を害しない限度でこの約款の規定を適用するものとします。

第２２条（未成年者特定累積投資勘定を設定した場合の定期的な所在地確認）
（１）当社は、お客様が当社に開設する未成年者非課税口座に未成年者特定累積投資勘定を設定している場合において、当社の定める方法により、お客様の所在地の変更有無を定期的に確認します。
（２）前項の場合において、当社の定める一定期間内にお客様の所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客様の所在地の確認ができるまでの間、お客様の非課税口座に係る未成年者特定累積投資勘定への上場株式等の受入れを停止させていただきます（分配金再投資による受入れを含み、分割または併合等により取得する上場株式等の受入れを除きます。）。
（３）前二項の場合において、お客様の未成年者非課税口座に係る未成年者特定累積投資勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。

第２３条　（非課税口座年間取引報告書の送付）
当社は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 41 項および施行令第 25 条の 13 の７の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年１月 31 日までに所轄税務署長に提出します。

第２４条（契約の解除）
次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。
①お客様または法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合　　当該提出日
②租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第６号へに規定する非課税口座等廃止事由または同項第 10 号ハに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合　　租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項第１号の規定によりお客様が「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日
③租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項第１号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して５年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合　　租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項第３号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（５年経過する日の属する年の 12 月 31 日）
④租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項第２号に定める「出国届出書」の提出があった場合　　出国日
⑤お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く）　　租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項第２号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
⑥お客様の相続人・受遺者による相続･遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の５に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合　当該非課税口座開設者が死亡した日

第１１章　未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

新（改正後）	旧（改正前）
第１条　（約款の趣旨） （現行どおり）	第１条　（約款の趣旨） （省　略）
第２条　（未成年者口座廃止届出書等の提出） （１）～（２）　（削　除）	第２条　（未成年者口座開設届出書等の提出） （１）未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けられるお客様は、2023 年９月 30 日までに当社に対して以下

新（改正後）	旧（改正前）
	の手続きをされたお客様に限ります。 ①租税特別措置法第 37 条の 14 の２第５項第１号および同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出する。 ②租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第３項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 （２）当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社および他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼 未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。
お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。	（３）お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。
第３条　（継続管理勘定の設定）　（現行どおり）	第３条　（継続管理勘定の設定）　（省　略）
第４条　（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理） 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もし	第４条　（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理） 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もし

新（改正後）	旧（改正前）
くは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第１項第１号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 15 条から第 17 条、第 19 条および第 25 条第１項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）または継続管理勘定において処理いたします。	くは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。
第５条　（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲） ～　（現行どおり）	第５条　（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲） ～　（省　略）
第７条　（課税未成年者口座等への移管）	第７条　（課税未成年者口座等への移管）
第８条　（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理） （現行どおり）	第８条　（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理） （省　略）
①　災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第８項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第８項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場	①　災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第８項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

新（改正後）	旧（改正前）
株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと	
②～③　（現行どおり）	②～③　（省　略）
第９条　（未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法） （現行どおり）	第９条　（未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法） （省　略）
第１０条　（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止） （１）　（現行どおり）	第１０条　（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止） （省　略）
（２）次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。	（追　加）
①非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の１月１日から５年を経過する日の翌日	
②お客様がその年の１月１日において１８歳である年の１月１日	
③2026 年１月１日	
第１１条　（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知） ～　（現行どおり） 第１７条　（課税管理勘定の金銭の管理）	第１１条　（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知） ～　（省　略） 第１７条　（課税管理勘定の金銭の管理）
第１８条　（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止） （１）本章第 16 条もしくは 17 条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。	第１８条　（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止） 本章第 16 条もしくは 17 条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。
（２）次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時	（追　加）

新（改正後）	旧（改正前）
に設けられた未成年者口座を廃止いたします。	
①非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の１月１日から５年を経過する日の翌日	
②お客様がその年の１月１日において１８歳である年の１月１日	
③2026 年１月１日	
第１９条　（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合） ～　（現行どおり） 第２４条　（取引残高の通知）	第１９条　（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合） ～　（省　略） 第２４条　（取引残高の通知）
第２５条　（課税未成年者口座取引である旨の明示） （１）お客様が当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。	第２５条　（未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示） （１）お客様が当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。
（２）　（現行どおり）	（２）　（省　略）
第２６条　（基準年以降の手続き等）　（現行どおり）	第２６条　（基準年以降の手続き等）　（省　略）
第２７条　（非課税口座のみなし開設） （１）2024 年から 2027 年までの各年（その年の１月１日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の１月１日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されて	第２７条　（非課税口座のみなし開設） （１）2024 年以後の各年（その年１月１日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の１月１日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の

新（改正後）	旧（改正前）
いる当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第１号に規定する非課税口座が開設されます。	営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第１号に規定する非課税口座が開設されます。
（２）前項の場合には、お客様がその年の１月１日において 18 歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第１号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で同項第６号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。	（２）前項の場合には、お客様がその年１月１日において 18 歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第１号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第６号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。
第２８条　（本契約の解除） ①　（現行どおり） ②租税特別措置法第 37 条の 14 の２第５項第２号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第６号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 20 項第１号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③第 18 条第２項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合　租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 20 項第２号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ④　（現行どおり） ⑤お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに本章第 12 条第１項の出国移管依頼書を提出して、基準年の１月１日前に出国した場合を除きます。）　租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 20 項第１号に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑥お客様が出国の日の前日までに本章第 12 条第１項の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の１月１日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合　その年の１月１日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日 ⑦　（現行どおり） 第２９条（合意管轄） （現行どおり）	第２８条　（本契約の解除） ①　（省　略） ②租税特別措置法第 37 条の 14 の２第５項第２号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第６号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 （追　加） ③　（省　略） ④お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに本章第 12 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の１月１日前に出国した場合を除きます。）租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤お客様が出国の日の前日までに本章第 12 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の１月１日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合　その年の１月１日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日 ⑥　（省　略） 第２９条（合意管轄） （省　略）

第１２章　振替決済口座管理約款

新（改正後）	旧（改正前）
第１条　（約款の趣旨） ～　（現行どおり） 第３条（振替決済口座の開設） 第４条　（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき（個人のお客様が所得税法施行令第 336 条第４項に該当する場合を除きます。）、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号または同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第５条　（加入者情報の取扱いに関する同意） ～　（現行どおり） 第５１条 この約款における社債的受益権（機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。）の取扱いは、下表のとおり読み替えます。	第１条　（約款の趣旨） ～　（省　略） 第３条（振替決済口座の開設） 第４条　（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき（個人のお客様が所得税法施行令第 336 条第４項に該当する場合を除きます。）、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号または同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第５条　（加入者情報の取扱いに関する同意） ～　（省　略） 第５１条 この約款における社債的受益権（機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。）の取扱いは、下表のとおり読み替えます。

金融サービスの提供に関する法律に基づく重要事項説明書

新（改正後）	旧（改正前）
商号等　　（現行どおり） 本店所在地　（現行どおり） 加入協会　　日本証券業協会 （一社）資産運用業協会 指定紛争解決機関 （現行どおり） 資本金　　（現行どおり） 主な事業　（現行どおり） 設立年月　（現行どおり） 連絡先　　（現行どおり）	商号等　　（省　略） 本店所在地　（省　略） 加入協会　　日本証券業協会 （一社）日本証券投資顧問業協会 指定紛争解決機関 （省　略） 資本金　　（省　略） 主な事業　（省　略） 設立年月　（省　略） 連絡先　　（省　略）

個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等の手続きについて

新（改正後）	旧（改正前）
1．各種請求の共通事項 （１）～（３）　（現行どおり） （４）各請求をすることができる方は、保有個人データの請求対象ご本人又はその代理人です。それぞれの手続きは、各請求書を提出していただくほか、次のとおりです。 ア．請求対象ご本人による請求の場合 ご本人であることの証明資料として次のいずれかのものを提示していただきます。必要に応じその写しをいただきます。 ○証明資料 ・個人番号カード（個人番号（マイナンバー）は利用しません。） ・運転免許証 ・健康保険の資格確認書（保険者番号及び被保険者等記号・番号は利用しません） ・在留カード、特別永住者証明書又は特別永住証明書とみなされる外個人登録証明書 ・その他ご本人を確認できる資料（上記証明資料がない場合は上記（１）請求のお申し出先へご相談ください。） （注）郵送で請求いただく場合は、上記証明資料のコピーに加えて住民票の写し（市区町村窓口で発行された請求日以前30日以内の原本）を同封していただきます。郵送で請求いただいた場合、その回答は請求対象ご本人の住所あてへの郵送となります。また、請求が郵送か否かにかかわらず、提示又は送付いただいた証明資料の種類によっては、他の証明資料の追加や請求の回答を請求対象ご本人の住所あてに郵送するなどの対応となる場合があります。 イ．代理人による請求の場合 （現行どおり） （５）～（６）　（現行どおり） ２．利用目的通知の請求 ～　（現行どおり） ５．利用停止、消去の請求	1．各種請求の共通事項 （１）～（３）　（省　略） （４）各請求をすることができる方は、保有個人データの請求対象ご本人又はその代理人です。それぞれの手続きは、各請求書を提出していただくほか、次のとおりです。 ア．請求対象ご本人による請求の場合 ご本人であることの証明資料として次のいずれかのものを提示していただきます。必要に応じその写しをいただきます。 ○証明資料 ・個人番号カード（個人番号（マイナンバー）は利用しません。） ・運転免許証 ・健康保険被保険者証（保険者番号及び被保険者等記号・番号は利用しません） ・在留カード、特別永住者証明書又は特別永住証明書とみなされる外個人登録証明書 ・その他ご本人を確認できる資料（上記証明資料がない場合は上記（１）請求のお申し出先へご相談ください。） （注）郵送で請求いただく場合は、上記証明資料のコピーに加えて住民票の写し（市区町村窓口で発行された請求日以前30日以内の原本）を同封していただきます。郵送で請求いただいた場合、その回答は請求対象ご本人の住所あてへの郵送となります。また、請求が郵送か否かにかかわらず、提示又は送付いただいた証明資料の種類によっては、他の証明資料の追加や請求の回答を請求対象ご本人の住所あてに郵送するなどの対応となる場合があります。 イ．代理人による請求の場合 （省　略） （５）～（６）　（省　略） ２．利用目的通知の請求 ～　（省　略） ５．利用停止、消去の請求